

## 目次

1. 不服の抗弁	P 1
2. 不動産の証券化	P 2
3. 偽装公募増資	P 3
4. 運命の公開指導	P 6
5. 日本公認会計士協会会長	P 7

### 1. 不服の抗弁

本年6月26日、証券取引等監視委員会は、有価証券報告書虚偽記載罪などの金融商品取引法違反により、ビックカメラに2億5353万円、創業者の新井隆二前会長に1億2073万円の課徴金の納付勧告を行った。ビックカメラが、2008年2月中間期と同年8月期の決算で、計上が認められない特別目的会社の清算配当金49億円を利益に計上し、また同年6月、虚偽の有価証券報告書に基づいた増資により123億円を調達したというのである。

そもそも、証券取引等監視委員会がビックカメラの課徴金納付勧告の検討に入ったと報道されたのは本年1月16日のことで、この新聞報道を受けて、東京証券取引所も同日ビックカメラを監理銘柄に指定した。証券取引等監視委員会は1月の段階で既に課徴金処分を決めていながら、金融庁に対する勧告になんと5ヶ月も要したことになる。この間一体何事が起きているのかと不思議に思っていたところ、7月15日付の新聞報道を見て疑問が氷解した。この課徴金勧告を受けて、法人としてのビックカメラは課徴金の納付を行うものの、新井前会長はこれを不服として答弁書を提出したというのである。課徴金制度始まって以来の公開審判が行われることになる。

本件は単純な粉飾決算事件ではなく、その粉飾財務諸表を使った詐欺的増資事件である。これだけ犯罪性の高い粉飾決算事件において、金で事が済まされるというのであるから、新井会長とすれば刑事事件化せず逮捕されなかった僥倖を感謝してよさそうなものなのに、（新井元会長にとって）はした金の1億円が不服とは一体どうしたことか？証券取引等監視委員会もまた、新井元会長の不服の抗弁に5ヶ月も耳を傾けたのであるから、その抗弁にも何事かの道理があったのであろう。ビックカメラの数奇極まりない粉飾決算の鍵は、新井元会長の不可解な不服の抗弁にある。

## 2. 不動産の証券化

ビックカメラに最初に司直の手が入ったのは昨年夏のこと、このときの容疑は脱税である。ビックカメラは、2002年8月に、東京・池袋駅東口駅前にある自社所有のビックカメラ本店ビルなどを証券化し、有限会社三山マネジメントと称する特別目的会社（SPC）に売却した。この時の売却価額は約290億円である。三山マネジメントはビルの購入資金として総額300億円を調達するのであるが、ビックカメラ自身も調達資金総額の5%にあたる14億5千万円を劣後匿名組合契約により三山マネジメントに出資していた。ここでビックカメラによる出資が5%に抑えられているのは、売却元企業によるSPC出資が不動産時価の5%を超えなければ、現行会計基準上、当該不動産は売却元企業からSPCへの売却と認められるからである。現行会計基準は、95%以上という圧倒的割合の外部資金により当該不動産が購入されていれば、不動産売買の実態があるものと判断する。結局ビックカメラの本店ビルの流動化は成功し、ビックカメラ本店ビルの所有権は三山マネジメントへ移転した。

ここで株式会社豊島企画という会社が登場し、豊島企画は三山マネジメント（SPC）に対して優先匿名組合契約により75.5億円を出資する。豊島企画による75.5億円の出資は、三山マネジメントによる本件流動化のための調達資金総額300億円の25%を占めている。豊島企画はこの75.5億円を銀行借入により調達しているのであるが、同社はビックカメラの創業者である新井隆二会長名義のビック株を担保に資金を借り入れている。ここで豊島企画の株主は、ビックカメラあるいは新井元会長とは関係のない3名の個人株主という事になっているのであるが、実は豊島企画の資本金1千万円は株式会社東京計画から出たのであり、東京計画はビックカメラの全額出資連結子会社である。東京計画はこの1千万円を新井元会長に対する貸付金として会計処理している。

現行会計基準は、直接的な出資関係がなくとも、資金や人的関係において実質的な支配従属関係にある会社を実質基準による子会社と認定する。そこで、ここでの豊島企画を実質子会社と認定すると、三山マネジメントによる証券化に対する出資比率は、ビックカメラの5%に豊島企画分の25%を加えて30%弱となり、その出資合計は5%をはるかに超えてしまう。豊島企画に実質支配基準を持ち込むと、本店ビルのSPCへの売却は社外への売却とは認められないのである。

もとより実質基準は連結会計原則上の概念であり、税務上これに類似する概念は、会社間の取引を否定する行為否認にある。このような場合、国税局が本店ビルの売却取引自体を覆すなどという（納税者にとって）親切なことをしてくれる事はない。そんなことをすればビルの売却益自体がなくなってしまうので、追徴税どころか税金を還付しなければなら

ないからである。そこで国税は、豊島企画に事業実態がないとして、ビックカメラが豊島企画に支払った業務委託費 3 億 3 千万円の損金参入だけを否定することにより追徴課税を行った。

豊島企画の実質子会社認定を行う以上、理論的には、証券化による本店ビル売却取引、並びに、ビックカメラと豊島企画間の直接取引の両方が否定されるべきところ、国税局は、徴税政策上の立場により、本店ビル売却取引にかかる 4 9 億円の益金は不問としながら、3 億 3 千万円の業務委託費のみを否定して追徴課税を行ったのである。ここで税務徴税の立場を離れてみれば、いずれにしても豊島企画は実質子会社と認定されたことになるのであるから、この段階で本件本店ビルの証券化による売却益の粉飾は確定したのも同然だったのである。

### 3. 偽装公募増資

ビックカメラは追徴金を支払い脱税事件は一件落着したが、この問題が粉飾決算に基づく公募増資事件へと発展していく。脱税摘発を行う国税局に代わり、証券取引等監視委員会が登場することになる。

そもそもビックカメラの本店ビル証券化は、有利子負債の圧縮と事業展開資金の調達を目的として 2 0 0 2 年 8 月に行われた。ビックカメラが 2 0 0 9 年 4 月 7 日に東京証券取引所に提出した改善報告書によれば、この証券化スキームは、ビックカメラの当時の専務取締役、監査役及び組織調整室社員の 3 名が、監査法人および弁護士事務所と相談しながら実行したものであるという。ビックカメラの行った証券化スキームの概要は次の通りである。

- ① ビックカメラは、信託銀行に対し、本店ビル等を信託譲渡し、信託受益権を取得する。
- ② ビックカメラはこの信託受益権を有限会社三山マネジメントに 2 9 0 億円で譲渡し、2 6 億円の売却益を得る。
- ③ 三山マネジメントは英領ケイマン諸島法に基づき設立された Sanzan Holding (ケイマン S P C) の全額出資法人で資本金は 1 千万円である。
- ④ 三山マネジメントは信託受益権の購入資金として、総額 3 0 0 億円を次のように調達する。

調達先	調達手段	百万円
(株)三山コーポレーション	優先ローン	18,000
銀行	劣後ローン	3,000
(株)豊島企画	優先匿名組合出資	7,550

(株)ビックカメラ	劣後匿名組合出資	1,450
合計		30,000

⑤ 株式会社三山コーポレーションは社債を発行し、この社債を証券会社が引受け機関投資家に販売する。

その後ビックカメラは流動化により売却された本店ビルを継続して使用し、SPC（三山マネジメント）に家賃を支払ってしていたのであるが、何を血迷ったのか、2007年10月に今度は311億円で本店ビルを買い戻すことになった。その際、匿名組合との間の清算配当金として受け取った49億円が、2008年2月中間決算で特別利益として計上された。そして中間決算発表後の2008年6月、ビックカメラは117億円の公募増資を実施したのである。公募増資の際には、筆頭株主の新井元会長の持株約8万株が売出により放出され、新井氏の持ち株比率は2008年2月中間期末の59.3%から2008年8月期末の48.8%に減っている。このときの引受価格は71,610円なので、新井元会長は総額57億円のキャッシュを手にしたことになる。

本店ビルの流動化による売却取引では、2002年8月期に26億円の売却益が計上されたのであるから、このビルの元々の取得原価は264億円（290億円－26億円）だったはずである。それをこの人たちは、自分たちの息のかかった三山マネジメントに290億円で売りつけ、その6年後には、今度はそのビルを311億円で買戻した。そうすると三山マネジメントには21億円（311億円－290億円）の売却益が出ることになるが、結果的には49億円の清算配当金が出たのであるから、三山マネジメントにはそれ以外にも多額の利益が溜まっていたはずである。三山マネジメントなど本店ビルの証券化のためだけに存在する特別目的会社なのであるから、ビルを売ってしまえば清算する以外に道はない。清算すれば、三山マネジメントに溜まった留保利益と本店ビルの再売却利益のほとんど（49億円）を劣後匿名組合出資者としてのビックカメラが吸い上げることができる。

ビックカメラの2007年8月期の連結経常利益は174億円、税金等調整前当期純利益は158億円であった。問題とされた2008年8月期の粉飾決算による連結経常利益は161億円で、税金等調整前当期純利益は131億円となっている。この税金等調整前当期純利益の中には匿名組合清算配当金の49億円が入っている。ここでビックカメラの平成16年8月期から平成20年8月期までの5事業年度の主要連結財務指標を、粉飾決算によるものと訂正後のものに分けて示すと次の通りである。

粉飾		(百万円)				
連結経営指標	H16年8月	H17年8月	H18年8月	H19年8月	H20年8月	
売上高	406,767	433,186	480,453	542,294	604,804	

経常利益	11,184	14,717	12,729	17,448	16,164
当期純利益	2,796	3,062	6,007	8,146	4,112
純資産	8,852	11,867	43,262	52,474	63,163
総資産	142,556	146,377	190,639	201,838	235,924

粉飾訂正後

(百万円)

連結経営指標	H16年8月	H17年8月	H18年8月	H19年8月	H20年8月
売上高	407,002	433,424	493,957	565,751	630,740
経常利益	11,628	16,767	13,639	18,762	16,612
当期純利益	2,978	5,112	6,202	7,271	-1,662
純資産	6,549	11,613	44,582	53,140	58,089
総資産	167,474	172,086	219,222	231,579	238,183

経営者にとって、2008年8月期決算の骨子は、2007年8月期決算の終了時点である程度目星が付くものである。ビックカメラの2008年8月期決算では、経常利益の伸びは期待できず、それどころか投資有価証券の評価損、不良債権の貸倒損失、固定資産の減損等で82億円もの特別損失を計上しなければならない。しかしそんなことをすれば当期純利益の大幅減少は避けられず、そうすると2008年6月に予定している公募増資など行えるはずもない。82億円の特別損失の償却原資に悩むビックカメラの経営者に、誰かが三山マネジメントの清算配当金49億円の吸上げスキームを耳打ちしたのではないか？

「会長、例のSPCからビルを買戻せば、49億円の清算配当金が取れますよ。これを特別利益で計上すれば、特別損失の82億円を計上してもそこその決算が組めるじゃありませんか。何とか123億円の公募増資ができるかもしれません。会長にも57億円が入ります。」

証券取引等監視委員会は、一連の経理操作を、公募増資を円滑に進めるべく、株価を高める目的で架空利益を計上したとみなし、有価証券報告書虚偽記載罪ならびに同行使を認定した。これを受けてビックカメラは決算を訂正し、2002年8月期の流動化による本店ビルの売却益26億円、2008年8月期の清算配当金による49億円の特別利益などを取り消すと共に、問題となった豊島企画、Sanzan Holding、株式会社三山コーポレーションおよび有限会社三山マネジメントの4社を連結した。この結果、ビックカメラの2008年8月期の連結最終損益は41億円の黒字から16億円の赤字に転落することとなった。

#### 4. 運命の公開指導

なるほど逮捕者が出なかったのが不思議なほど悪質極まりない粉飾決算事件ではあるが、実行犯であるビックカメラの本心は、(荒井元会長同様)、粉飾決算とされたことが実は腑に落ちていないのではないか?なぜなら、前述の改善報告書に記載されているように、2002年8月の本件SPCによる流動化スキームは、「監査法人および弁護士事務所と相談しながら実行」されたのであり、さらに2008年8月期の本店ビル買戻しに伴う清算配当金の特別利益計上は、あずさ監査法人の適正意見を得ているからである。適正な財務諸表の指導責任を有する監査法人と相談の上、その適正意見を得て行った会計処理が、何で捜査機関によって粉飾とされなくてはならないのか?しかも、その粉飾決算を指導した張本人の監査法人は一切お構いなしとされて、その指導どおりに会計処理を行なった会社だけが課徴金処分とされているのである。

ビックカメラは2006年8月にジャスダック市場に上場し、2008年6月に東京証券取引所市場第一部に上場している。ジャスダックへの新規上場之际には、2006年7月12日に上場のための有価証券届出書が提出されており、添付財務諸表にはあずさ監査法人の適正意見が付されている。そしてこの監査報告書の筆頭に署名押印しているのは何と増田宏一公認会計士なのである。増田宏一公認会計士は現日本公認会計士協会会長である。あずさ監査法人はビックカメラの2006年8月期から2008年8月期にかけてのすべての粉飾財務諸表に適正意見を表明し、本年1月の粉飾の発覚と共に辞任して、現在は監査法人トーマツがビックカメラの会計監査人となっている。

もとより株式の新規上場之际には、その数年前から監査法人が公開指導に入り、内部管理体制の構築から有価証券報告書の作成までの準備を行うのが通例である。本件で問題とされたSPCによる流動化スキームは、その公開準備中の2002年8月の出来事である。ここで、流動化スキームによる不動産売却が成立するかどうかは「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針(会計制度委員会報告第15号)に従って判断される。企業会計原則の理解さえ十分とはいえない非上場段階のビックカメラが、不動産の流動化に関する難解極まりない会計基準を知っているはずはなく、だから会社も、本件SPCによる証券化スキームは「監査法人および弁護士事務所と相談」しながら実行したと自白している。改善報告書では、さすがに現公認会計士協会会長に遠慮がちな表現となっているが、このときの相談の相手は公開指導を行なうあずさ監査法人で、その相談の実態は、監査法人の独壇場だったのではないか?

ビックカメラの2009年2月20日付調査委員会報告書を読むと、このときの監査法人に対する相談の様子を垣間見ることができる。問題の証券化スキームにおいて、豊島企画

が新井元社長のビックカメラ株を担保として銀行借入を行う旨の説明を受けたこの公認会計士は、

「元社長が豊島企画の借入に関して担保提供を行い、かつ、豊島企画の出資の全部を引き受けた場合には、本件証券化の会計処理として売却処理が認められない」

旨を、例の元専務取締役と元組織調整室所属社員に伝えたと言うのである。このふざけた回答が増田現日本公認会計士協会会長によるものであるかどうかは分からないが、この運命の回答の決定的な誤りは「かつ」にある。この人は、文中に示された二つの基準を重複条件とすることにより、会計基準の不当な拡大解釈を行ったのである。正しくは、

「元社長が豊島企画の借入に関して担保提供を行ったり、あるいは、豊島企画の出資の実質的過半を引き受けた場合には、本件証券化の会計処理として売却処理が認められない」としなければならない。

ビックカメラも、まさか公開指導を行なってくれる公認会計士が嘘の会計基準を指導してくれるとは露ほども思わない。ビックカメラは、この公認会計士の嘘の指導を真に受けて、それではということで、豊島企画の出資者をビックカメラや新井元会長とは無関係な3名にして流動化スキームを実行に移した。ここで豊島企画の資本金1千万円は、実はビックカメラの連結子会社である東京計画から出され、その金は新井元会長に貸付けられたことになって出資に廻るのであるが、監査法人はそのことを聞いているか、聞いていなくとも資金の出所は監査対象に決まっているのであるから、知っているのと同じことである。会社はこの会計処理は監査法人の了解の下に行なわれたと深く信じていたはずである。見よ。国税局による3億3千万円の追徴が新聞報道された2008年7月15日、ビックカメラは「当社に関する一部報道について」と題するプレスリリースを公表し、次のような強気一辺倒の見解を出しているではないか。

“昨日、一部の報道機関において、当社が東京国税局から約3億3000万円の課税申告漏れを指摘され、当社が修正申告していた旨の報道がなされました。当社が平成14年8月に実施いたしました不動産の証券化は、多くの専門家のご意見を十分に伺いながら法的に何ら問題のないものとして実行いたしました。今回の事案に関しましては税務当局との見解の相違がございましたが、既に今年3月に修正申告を致しております。なお、既に納税済みであり、平成20年4月14日に発表しております平成20年8月期の連結業績予想に変更はありません。”

## 5. 日本公認会計士協会会長

2008年8月期に行なわれた本店ビルの買戻しに伴う清算配当金49億円の特別利益計上はなおひどい。金融庁による課徴金納付命令によれば、本件本店ビル流動化スキームが

終了し匿名組合清算配当金が発生したのは2007年11月20日とのことである。国税局による3億3千万円の追徴処分が出たのは2008年7月である。あずさ監査法は2008年8月以降に行なわれた決算監査において、国税局により豊島企画の実質子会社認定がなされたことを知っていたのであり、その上で、本店ビルの流動化を前提とする清算配当金の特別利益計上を認めた。その監査法人が、今度は証券取引等監視委員会の課徴金処分の方針が出るや否や、一転して訂正報告書の訂正監査報告書を提出するのである。この人たちは、2006年8月期から2008年8月期までの粉飾財務諸表を、一旦は適正だと言い張っておきながら、証券取引等監視委員会による捜査の手が伸びるや、一転して粉飾と認めたのである。しかもこのインチキ監査の責任者が日本公認会計士協会の会長というのでは、罪に問われたビックカメラこそいい面の皮で、ここでのビックカメラ並びに新井元会長は善意の被害者とも言えるではないか？

あずさ監査法人ならびに増田日本公認会計士協会会長は、本件粉飾決算に何らの罪も問われることがなく、まことに愛でたい限りではあるが、だからと言って本件粉飾の責任がないなどとして開き直らないほうがいい。今回の証券取引等監視委員会の処分に関わらず、いずれ本件粉飾決算の真実は歴史の前に明らかになる。公認会計士に対する社会の信頼を裏切らないためにも、増田会長並びにあずさ監査法人は、本件粉飾に関する自らの関与の実態をすみやかに公表し謝罪すべきであろう。

2009年9月11日 公認会計士 細野祐二